別表六（二十四）付表　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12の5第2項（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合において、同法第42条の12第1項又は第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けるときに記載すること。

2　「控除対象調整数の計算」の各欄は、租税特別措置法第42条の12第2項の規定の適用を受ける場合に記載すること。この場合において、「(7)」から「(9)」までの各欄は、同条第1項の規定の適用を受ける場合にのみ記載すること。

別表六（二十四）付表　雇用者給与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

雇用者給与等支給額 （別表六（二十四）「1」）	1	円	控除対象調整数の計算	移転型地方事業所基準雇用者数 （別表六（十九）付表「5の⑧」）	6	人
当期の終了の日における雇用者の数 （別表六（十九）付表「1の①」）	2	人		対象移転型特定新規雇用者数 （別表六（十九）「27」）	7	
調整地方事業所基準雇用者数 （別表六（十九）「16」）	3			対象移転型非特定新規雇用者数 （別表六（十九）付表「17」）	8	
特定新規雇用者基礎数 （別表六（十九）「26」）	4			対象移転型非新規基準雇用者数 （別表六（十九）付表「19」）	9	
対象非特定新規雇用者数及び非新規基準雇用者数の合計 （別表六（十九）「28」）	5			控除対象調整数 (6)－(7)－(8)－(9) （マイナスの場合は0）	10	
			控除対象者数 ((3)と((4)＋(5)＋(10))のうち少ない数)		11	
			雇用者給与等支給増加重複基準額 $\frac{(1)}{(2)}\times(11)$		12	円
			雇用者給与等支給増加重複控除額 $(12)\times\frac{20又は30}{100}$		13	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）